

第四号

徳島県防災会議条例の一部改正について

徳島県防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県防災会議条例の一部を改正する条例

徳島県防災会議条例（昭和三十七年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「四十人」を「六十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

防災についてより広く意見を求め、本県における防災体制の充実に寄与するため、徳島県防災会議の委員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。